

平成 19 年 10 月 12 日

各 位

埼玉県加須市南小浜 509 番地 1
会社名 株式会社 桧家住宅
代表者名 代表取締役社長 黒須新治郎
(コード番号：1413 名証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 加藤進久
電話番号 (0480) 65 - 8565 (代表)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 19 年 10 月 12 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の株式会社名古屋証券取引所二部市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|----------------------------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 5,000 株 |
| (2) 払込金額 | 未定 (平成 19 年 10 月 24 日開催予定の取締役会で決定) |
| (3) 増加する資本金及び 資本準備金に 関する事項 | 増加する資本金の額は、平成 19 年 11 月 5 日に決定される 予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に 基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 相当額を 資本金に計上し、残額を資本準備金とする。 |
| (4) 発行価格 | 未定 (払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提 示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成 19 年 11 月 5 日に決定される予定) |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、そしあす証券株式会社、み ずほインベスターズ証券株式会社、SMBC フレンド証券株式 会社、SBI イー・トレード証券株式会社およびオリックス証 券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受 させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、 引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を 中止する。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価 格と引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) との差 額を引受人の手取金とする。 |
| (7) 申込期間 | 平成 19 年 11 月 7 日 (水曜日) から 平成 19 年 11 月 12 日 (月曜日) まで |
| (8) 申込株数単位 | 1 株 |
| (9) 払込期日 | 平成 19 年 11 月 14 日 (水曜日) |
| (10) 株券受渡期日 | 平成 19 年 11 月 15 日 (木曜日) |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社埼玉りそな銀行 久喜支店 |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (12) その他、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 5,000 株
- (2) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一とする。）
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 売出人 黒須 新治郎
住所 埼玉県久喜市中央四丁目9番30号
売出株式数 5,000 株
- (4) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、そしあす証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受させる。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (8) 株 券 受 渡 期 日 上記1. における株券受渡期日と同一とする。
- (9) その他、この株式売出しに関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、引受人の買取引受による売出しも中止される。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

① 募集株式数 普通株式 5,000株

② 売出株式数 普通株式 5,000株

(2) 需要の申告期間 平成19年10月26日(金曜日)から
平成19年11月2日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成19年11月5日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成19年11月7日(水曜日)から
平成19年11月12日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成19年11月14日(水曜日)

(6) 株券受渡期日 平成19年11月15日(木曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 40,250株

今回の増加株式数 5,000株

増加後の発行済株式総数 45,250株

3. 増資資金の用途

今回の増資の手取概算額 305,450千円については、連結子会社(株式会社松家住宅つくば)の本社建築資金の残金 59,047千円及びIT投資の残金 41,976千円の合計を設備資金として 101,024千円を充当し、残額につきましては運転資金(総合展示場出展費用等)に充当する予定であります。

(注) 手取概算額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格 73,000円を基礎として算出した見込み額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識しております。各期の株主配当金については、財務状況及び連結業績等を総合的に勘案し、安定的な配当の維持継続を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、財務体質の強化及び企業価値の増大等のために有効活用して参りたいと考えております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

| | 平成16年12月期 | 平成17年12月期 | 平成18年12月期 |
|--------------------------|---------------|----------------|---------------|
| 1株当たり当期純利益 | 142,745.79円 | 111,334.61円 | 3,714.11円 |
| 1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金) | 7,500円 (-) | 10,000円 (-) | 1,000円 (-) |
| 実績配当性向 | 5.3% | 9.0% | 26.9% |
| 株主資本当期純利益率 | 35.1% | 34.0% | 10.2% |
| 株主資本配当率 | 1.8% | 2.8% | 2.6% |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
 3. 平成17年12月期及び平成18年12月期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりますが、平成16年12月期の数値については監査を受けておりません。
 4. 当社は平成18年9月15日付けで株式1株につき10株の分割を行っております。そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成18年5月2日付名証自規G第15号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第17期の当該数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、監査法人トーマツの監査を受けておりません。

| 回次 | 第17期 | 第18期 | 第19期 |
|-------------------|-----------|-----------|----------|
| 決算年月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 14,274.58 | 11,133.46 | 3,714.11 |
| 1株当たり配当額(円) | 750 | 1,000 | 1,000 |

5. 従業員持株会への販売

今回発行する株式の募集及び売出しに当たりましては、当社従業員への福利厚生等を目的として当社の従業員持株会に対し、募集株式5,000株のうち一定の株式を販売する予定であります。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。